

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

都市の防災機能の強化に貢献したい

No.9	国土交通省	補助金等	(開始年度) 平成27年度
------	-------	------	---------------

支援の名称	防災性に優れた業務継続地区の構築 (災害時業務継続地区整備緊急促進事業)
制度の 趣旨・背景	都市機能が集積しエネルギーを高密度で消費する拠点地区において、エネルギーの自立化・多重化により災害時のエネルギー安定供給が確保される業務継続地区(BCD: Business Continuity District)の構築を推進します。
制度の 内容	■補助対象および補助率 1. 計画策定支援 補助対象: 業務継続地区整備にかかる計画の策定に要する経費 補助率: 1/2 2. コーディネート支援 補助対象: 業務継続地区整備に向けて関係者の合意形成を図るために必要な検討調査等に要する経費 補助率: 1/2 3. 施設整備事業支援 補助対象: 業務継続地区に必要な施設の整備(エネルギー供給施設、ネットワーク、マネジメントシステム及び関連施設の整備等) 補助率: 2/5 ■地域要件 1. 都市再生特別措置法に規定する都市再生緊急整備地域、又は、1日あたりの乗降客数が100万人以上の主要駅周辺にある地区であって、供給先に災害対策基本法に規定する指定公共機関(指定地方公共機関を含む)の施設、災害拠点病院、一時滞在施設のうち一以上を含む地区 2. 都市再生特別措置法に規定する立地適正化計画に基づく都市機能誘導区域内に存し、かつ、事業について都市の低炭素化の促進に関する法律に規定する低炭素まちづくり計画に記載された地区内にあり、供給先に地方公共団体の本庁舎と、災害対策基本法に規定する指定公共機関(指定地方公共機関を含む)の施設、災害拠点病院のうち一以上を含む、災害発生時における対応の拠点となるべき地区
対象と なる方	1. 計画策定支援 地方公共団体、法律に規定する協議会 2. コーディネート支援 地方公共団体、都市再生機構、法律に規定する協議会、民間事業者等^{※1} 3. 施設整備事業支援 地方公共団体、都市再生機構、法律に規定する協議会、民間事業者等^{※2※3} ※1 民間事業者等の場合は間接補助のみとし、補助基本額は補助対象事業費の3分の2 ※2 民間事業者等への直接補助による支援の場合、補助基本額は補助対象事業費の23% ※3 民間事業者等への間接補助による支援の場合、補助基本額は補助対象事業費の23%の3分の2
問い合わせ 先など	国土交通省 都市局 市街地整備課 TEL: 03-5253-8111 (内線 32-738) ■関連 URL ・災害時業務継続地区整備緊急促進事業 https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000045.html

防災性に優れた業務継続地区(BCD)の構築(イメージ)

高度な防災拠点の形成

大規模地震発生時でも、
自立・分散型のエネルギー供給
ネットワークの構築により、
各ビルの業務継続に必要な
エネルギー（電気・熱）を確保。

